

「 公 告 」

愛厚ホーム瀬戸苑改築工事について制限付き一般競争入札を行いますので、入札参加を希望する者は、入札参加申請書（以下「申請書」という。）に所定の事項を記入し、提出してください。

平成30年4月17日

社会福祉法人愛知県厚生事業団
理事長 樋口 光 男

第1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名
愛厚ホーム瀬戸苑改築工事
- (2) 工事場所
愛知県瀬戸市原山町1番10、他3筆
- (3) 工事期間
本体工事、既設撤去工事、外構工事
契約の翌日から平成32年3月31日まで

(4) 工事の概要

ア 建物用途

社会福祉施設（特別養護老人ホーム）

イ 規模等

建設建物

鉄筋コンクリート造 平屋建て（本体）

延床面積 約 5,800平方メートル（予定）

上記建物に係る建築工事、電気工事、管工事、空調工事一式

取壊し建物

鉄筋コンクリート造及び補強コンクリートブロック造 平屋建て他

延床面積 約 2,915平方メートル

上記建物に係る取壊し工事一式

敷地面積

約34,711平方メートル

(5) 予定価格等

- | | |
|-------------|---------------------|
| ア 予定価格 | 有 (入札説明、設計図書配布時に公表) |
| イ 低入札価格調査制度 | 有 |

第2 入札参加資格条件

対象工事の制限付き一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

必要な条件

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定（当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第25号）に基づき手続開始の申し立てがなされている者（手続開始決定後、資格の再認定を受けた者を除く）でないこと。
- (3) 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。
- (4) 愛知県建設部の「入札参加資格者名簿」に登載されており、入札参加業者募集の公告の日から入札を実施する日までの期間において、建設業法に基づく営業停止「愛知県建設工事請負業者選定要領」に基づく指名停止又は「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 愛知県内に本店又は営業所を置き、当該本店又は営業所で建設業を営んでいること。
- (6) 過去10年間に元請（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が60%以上の工事に限る）として延床面積が2,500平方メートル以上の病院、社会福祉施設の建築工事を受注し、完全に履行した経歴を有する者であること。
- (7) 配置予定の専任の監理技術者は、上記(6)に掲げる同種工事に1年以上従事した経歴を有する者であること。
- (8) 平成30年度及び平成31年度の愛知県建設部における入札参加資格の認定において、認定された建築工事業の総合点数が1,200点以上であること。

第3 制限付き一般競争入札参加申請について

- (1) 申請書の様式は愛知県厚生事業団の指定様式とし、申請書は受付期間中に受付場所において配布します。
申請者は、受付場所へ期限までに申請書を持参してください。

(2) 受付場所

名古屋市東区出来町二丁目 8 番 21 号

愛知県出来町庁舎 2 階 受付担当：岡田、根本

社会福祉法人愛知県厚生事業団事務局

電話 052-325-7325

(3) 受付期間

平成30年4月17日（火）から平成30年5月7日（月）まで（土曜、日曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

第4 入札参加の受理及び質疑等

- (1) 受付終了後、入札参加資格の審査を行い入札参加資格に適合する者には平成30年5月28日（月）以降に書面により通知し、併せて入札実施要領・設計図書などを配布します。
- (2) 入札及び設計図書に関する質疑等は、平成30年6月7日（木）までに書面にて行うものとし、平成30年6月12日（火）までに回答します。

第5 入札執行日等について

- (1) 日 時 平成30年6月18日（月）午前11時から
- (2) 場 所 名古屋市東区出来町二丁目8番21号
愛知県出来町庁舎内会議室

第6 その他

- (1) 入札保証金は免除する。
- (2) 契約に当たっては工事完成保証人を立てるか、工事保証のための工事履行保証保険契約（請負代金の10分の1）を締結すること。
- (3) 落札した業者は、業務の全てを一括して下請けに出してはならない。
- (4) 提出された書類は返却しませんが、提出者に無断で他の用途には使用しません。
- (5) 申請書の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とします。
- (6) 配布された資料「設計図書」等は入札時に返却すること。